

葛飾区学校地域応援団事業実施要綱

平成20年12月1日

20葛教青第418号

教 育 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校地域応援団に関する基本的事項を定め、地域が学校教育を支援する枠組みを構築し、もって地域全体の教育力の向上と、学校を核とした地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「学校地域応援団」とは、地域住民、児童・生徒の保護者等が学校における教育活動を支援するボランティア活動を行い、学校の求めに応じ、第4条の各号に掲げる事業を行う団体をいう。

(実施体制)

第3条 葛飾区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、区内の学校地域応援団の運営方針等を検討するために、葛飾区学校地域応援団実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 学校地域応援団は、その活動を実施するに当たり、その活動を行う学校（以下「当該学校」という。）の学校地域応援団に係る事業方針、協力体制等を協議するため、地域教育協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

3 教育委員会は、学校地域応援団を設置する学校に、地域との調整等を担う地域コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置くことができる。

4 教育委員会は、学校地域応援団を設置した学校で、子どもの健全育成を図るために、学校と地域が連携して行う校庭の芝生を活用した諸活動及び校庭の芝生の維持管理等（以下「芝生活用事業」という。）を実施する学校に、学校における芝生活用事業を行うために必要な地域との調整等を担うグリーンリーダーを置くことができる。

(事業内容)

第4条 学校地域応援団が行う事業は、次に掲げるものから、学校の求め及び地域の実情に応じて、協議会が選定する。

- (1) 学習活動の支援に関すること。
- (2) 体験学習活動の支援に関すること。
- (3) 家庭教育力の向上に関すること。
- (4) 学習環境の整備に関すること。
- (5) 学校地域安全活動の支援に関すること。
- (6) 放課後事業の支援に関すること。

- (7) 芝生活用事業に関すること。
- (8) その他、地域の協力のもと実施することが適切な事業

(実行委員会)

第5条 実行委員会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 葛飾区内の学校地域応援団の運営方針に関すること。
 - (2) 葛飾区内の学校地域応援団の普及・啓発に関すること。
 - (3) 学校地域応援団を設置する学校間の連絡及び調整に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認めること。
- 2 実行委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。
- (1) 自治町会連合会代表
 - (2) 青少年育成地区委員会会長連絡協議会代表
 - (3) 民生委員児童委員協議会代表
 - (4) (一社) スポーツ協会代表
 - (5) スポーツ推進委員協議会代表
 - (6) 子ども会育成会連合会代表
 - (7) 青少年委員会代表
 - (8) 私立学童保育クラブ連盟代表
 - (9) 区立小学校PTA連合会代表
 - (10) 区立中学校PTA連合会代表
 - (11) 区立小学校長会代表
 - (12) 区立小学校副校長会代表
 - (13) 区立中学校長会代表
 - (14) 区立中学校副校長会代表
 - (15) 教育委員会事務局学校教育担当部長
 - (16) 教育委員会事務局教育指導課長
 - (17) その他、必要と認められる者
- 3 委員長は、自治町会連合会代表をもって充てる。
- 4 副委員長は、教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 実行委員会は、委員長が招集する。
- 8 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 9 実行委員会の運営に関し必要なことは、委員長が別に定める。
- 10 実行委員会の庶務は、教育委員会事務局地域教育課にて処理する。

(地域教育協議会)

第6条 協議会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 当該学校における学校地域応援団の事業方針や地域の協力体制に関すること。

- (2) 当該学校に置かれるコーディネーター及びグリーンリーダーの推薦及び活動内容に関する事。
 - (3) 学校地域応援団の活動報告及び広報に関する事。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の委員が必要と認める事。
- 2 教育委員会は、協議会の運営に関して、必要な支援を行う。
 - 3 協議会は、学校長が招集する。
 - 4 協議会の委員の構成や運営に関する事は、地域の実情に応じ、学校長が別に定める。

(地域コーディネーター)

第7条 コーディネーターは、学校長の要請により、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 当該学校における協議会の運営に関する事。
 - (2) 当該学校の学校地域応援団の活動（以下「応援団活動」という。）の企画及び立案に関する事。
 - (3) 応援団活動に必要な地域人材の確保及び協力体制の構築に関する事。
 - (4) 応援団活動の内容及び参加する地域人材の調整に関する事。
 - (5) 応援団活動に係る協議会に対する報告に関する事。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、学校地域応援団の事業を円滑に行うために必要な活動
- 2 コーディネーターは、学校教育及び地域の事情等に精通する者の中から、学校長又は協議会の推薦を受け、教育長が委嘱する。
 - 3 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 教育長は、コーディネーターから辞退の申し出があった場合、心身の故障により職務を遂行できないと認める場合、又はコーディネーターに適しない行為があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、解任することができる。

(グリーンリーダー)

第8条 グリーンリーダーは、学校長の要請により、次の活動を行うものとする。

- (1) 芝生活用事業に必要な地域人材の確保及び協力体制の構築に関する事。
 - (2) 芝生活用事業の活動の内容及び参加する地域人材の調整に関する事。
 - (3) 芝生活用事業の活動に係る協議会に対する報告に関する事。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、芝生活用事業を円滑に行うために必要な活動
- 2 グリーンリーダーは、芝生の維持管理及び地域の事情等に精通する者の中から、学校長又は協議会の推薦を受け、教育長が委嘱する。
 - 3 グリーンリーダーの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 教育長は、グリーンリーダーから辞退の申し出があった場合、心身の故障により職務を遂行できないと認める場合又はグリーンリーダーに適しない行為があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、解任することができる。

(報償費)

第9条 教育委員会は、コーディネーター又はグリーンリーダーが次に掲げる活動（学校地域応援団の一員として行った第4条第1項各号に掲げる活動を除く。以下この条において「対象活動」という。）

を行ったときは、報償費を支払うものとする。

(1) コーディネーターが、第7条第1項各号に掲げる活動を行ったとき。

(2) グリーンリーダーが、前条第1項各号に掲げる活動を行ったとき。

- 2 報償費の額は、対象活動を1時間行うにつき1,200円とする。ただし、1箇月における対象活動の合計時間に1時間未満の端数がある場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 コーディネーター及びグリーンリーダーは、対象活動を行った日の属する月の翌月10日（3月分については、年度の末日）までに、コーディネーターにあつては、地域コーディネーター活動報告、グリーンリーダーにあつては、グリーンリーダー活動報告を教育委員会に提出しなければならない。

(守秘義務等)

第10条 学校地域応援団に関わる全ての人は、活動上知り得た情報を他に漏らしてはならない。またその活動を退いた後も同様とする。

- 2 学校地域応援団に関わる全ての人は、活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とした行為を行ってはならない。
- 3 学校地域応援団に関わる全ての人は、教育委員会や学校の信用を失墜する行為をしてはならない。

(事業報告等)

第11条 学校又は協議会は、学校地域応援団の事業について、年間の事業計画、事業実績、コーディネーター及びグリーンリーダーの活動実績を教育委員会に報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は学校教育担当部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(22葛教地第57号 教育長決裁)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則(22葛教地第589号 教育長決裁)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(24葛教地第14号 教育長決裁)

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則(27葛教地第5号教育長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(31葛教地第549号教育長決裁)

この要綱は、令和元年12月3日から施行する。

付 則(4葛教地第454号学校教育担当部長決裁)

この要綱は、令和4年10月28日から施行する。

付 則（6 葛教地第36号学校教育担当部長決裁）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。